

【上越市からのお知らせ】

ガスメーターの有効期間切れにご注意ください！

LPガスを
ご利用の皆さまへ



ガスメーターには、
有効期限があります。

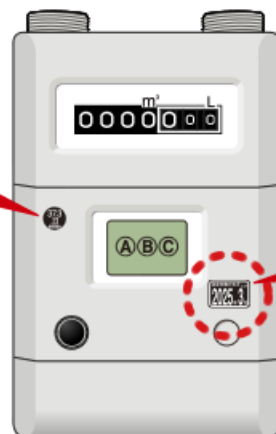
ガスメーターには有効期限があります。

ガス使用量を正確に計るため、
計量法で「検定有効期間」が定められており、
家庭用では、この期間を10年と決めています。

ガスメーター
の有効期間は
10年です。

メーターには、計量法に適合することを証明するマーク「基準適合証印」がついています。

※LPガスメーター、都市ガスメーター共に、2019年1月より、西暦表示になりました。



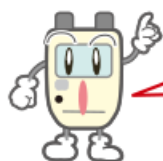
※貼付位置はメーカーにより異なります。

検満ステッカー



メーターの有効期限を表します。
上の場合、2025年3月末日までに交換が必要です。

※検満ステッカーは、基準適合証印の西暦化に伴い、2020年4月より貼付されなくなり、ステッカーが無いときには、基準適合証印で有効期限を確認してください。



有効期限を過ぎていたら、契約しているLPガス販売店に連絡してください。

ガスメーターの費用は設備費や保安維持管理費等として基本料金の中に含まれていますので、交換時に費用は発生しません。

適正な計量の実施のため、ご協力をお願いします。



〈お問い合わせ先〉

〒943-8601 上越市木田 1-1-3

上越市産業部 産業政策課 産業振興係

電話：025-520-5729 計量担当